

## 候補者届出政党届出により立候補を届け出る際に県選管に提出する書類

衆議院小選挙区選出議員選挙においては、以下の要件を満たす政党その他の政治団体は、候補者の届出をすることができます。

① 所属する衆議院議員又は参議院議員を合わせて5人以上有すること。⇒1号要件

② 直近の衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙において有効投票の総数の100分の2以上の得票を得たものであること。⇒2号要件

	書類の名称	1号要件	2号要件	提出時期
様式1	候補者届出書	○	○	公示日(要事前審査)
	綱領・党則・規約等	(※)	(※)	公示日(要事前審査)
様式2	候補者届出要件該当確認書(1号該当)	○	△	公示日(要事前審査)
様式3	承諾書	○	△	公示日(要事前審査)
様式4	宣誓書	○	△	公示日(要事前審査)
様式5	候補者届出要件該当確認書(2号該当)	△	(※)	公示日(要事前審査)
様式6	重複届出していない旨の宣誓書	○	○	公示日(要事前審査)
様式7	候補者となることの同意書	○	○	公示日(要事前審査)
様式8	候補者となることができない者でない旨の宣誓書	○	○	公示日(要事前審査)
様式9	選定手続等を記載した文書	○	○	公示日(要事前審査)
様式10	通称認定申請書	△	△	公示日(要事前審査)
様式11	(通称認定)承諾書	△	△	公示日(要事前審査)
	戸籍の謄本又は抄本	○	○	公示日(要事前審査)
	供託書	○	○	公示日(要事前審査)
	住民票	○	○	公示日(要事前審査)
様式16	選挙事務所設置届出書(候補者用)	○	○	公示日(要事前審査)
様式17	選挙事務所設置届出書(政党用)	○	○	公示日(要事前審査)
様式20	出納責任者選任届	○	○	公示日(要事前審査)
様式22	出納責任者選任承諾書	△	△	公示日(要事前審査)
様式24	報酬を支給する者の届出書	△	△	公示日(要事前審査)
様式26	選挙公報掲載申請書	△	△	公示日(要事前審査)
	選挙公報原稿・候補者写真(紙又は電子データ。電子データの場合は、「音声読み上げ対応選挙公報原稿データ」も任意で提出) ※電子データの場合は「確認作業用選挙公報原稿」も提出	△	△	公示日(要事前審査)
	選挙公報写し(点字広報作成用。要ふりがな)	△	△	公示日(要事前審査)
様式29	ビラ頒布届出書	△	△	公示日(要事前審査)
	ビラ見本(ビラ1種類につき見本2部添付願います)	△	△	公示日(要事前審査)
様式12	選挙立会人届出書	△	△	10月28日まで(選挙期日前3日まで)
様式13	選挙立会人承諾書	△	△	10月28日まで(選挙期日前3日まで)

### 備考

- 1 1号要件に該当する政党は、**国民民主党、立憲民主党**です。
- 2 2号要件に該当する政党は、**自由民主党、日本維新の会、公明党、日本共産党、社会民主党、れいわ新選組、NHKと裁判してる党弁護士法72条違反で**です。
- 3 表中、「○」は提出が必要な書類で、「△」は実施しない又は該当しない場合等は提出が不要な書類です。
- 4 表中、「(※)」の書類は、以下の政党は、省略することができます。  
⇒ **自由民主党、日本維新の会、公明党、日本共産党、社会民主党、れいわ新選組、NHKと裁判してる党弁護士法72条違反で**
- 5 選挙事務所設置届は、県選管への提出のほか、選挙事務所を設置した市町村選管にも提出してください。
- 6 様式22の出納責任者選任承諾書は、候補者届出政党が出納責任者を選任したときのみ添付してください。
- 7 開票立会人に係る書類は、県選管に提出する必要はありません。各市町村選管に提出してください。
- 8 政見放送に係る書類は各放送局に(公営関係は県選管に)、経歴放送に係る経歴書はNHK青森放送局に提出してください。
- 9 選挙公営に係る書類については、公示日以降、県選管に適宜提出して下さるようお願いいたします。